

分権型社会のビジョン（最終報告）

『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』

～「このまちに住んでよかったです」と思えるように～

第二期地方分権改革とその後の改革の方向

平成18年11月30日
新地方分権構想検討委員会

新地方分権構想検討委員会 最終報告の概要

『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』

1 【第二期改革における具体的方策】

(1) 地方の参画

- 「(仮) 地方行財政会議」を設置
- 「地方分権改革推進委員会」の委員選任にあたっての地方意見の反映
- 「地方分権改革推進計画」の作成にあたっての地方との事前協議

(2) 税財政制度

- 国税と地方税の税源配分を 5 : 5
- 地方共有税構想の実現
- 国庫補助負担金の総件数を半減

(3) 行政制度

- 国と地方の二重行政の解消と国の方支分部局の整理～第二期改革の最重点課題の一つ
- 法令は制度の枠組み等に限定。事務の執行基準は条例で規定

(4) 住民自治の確立

- 地域自治区はじめ地域自治組織の積極的な活用
- NPOへの個人・法人の寄附金税制の見直し
- 自治体の規模に応じた議会（週1回夜間開催）のあり方を検討
- 議会主催の公聴会の検討
- 議員・議会事務局職員研修の充実

2 【第二期改革の後の改革の方向性】

(1) 「地方分権型道州制」

- 内政事務は道州及び市町村に権限移譲。国の方支分部局を廃止。公務員は身分移管
- 道州は都道府県にかわる自治体とし、自治体は二層制
- 国と道州及び市町村の新しい税財政制度を構築
- 道州間での新しい財政調整の仕組みを構築
- 住民の代表機関たる議会は必置
- 首長選任の仕組みについて検討
- 東京・首都圏の扱いを検討
- 検討にあたっては、地方の意見を十分反映

(2) 憲法改正

- 地方自治の保障、地方分権改革の推進、住民自治と団体自治の内容、国と地方の役割分担の基本原則、自治体の条例制定権の範囲、自治体の財政自主権の保障、内政の政策立案・執行への地方の参画、地方自治を担う組織（基礎自治体と広域自治体）を憲法に明記

3 【分権改革が国民の理解を得るために】

(1) 世論の喚起

- 地方分権改革後の地域社会の姿を住民に明示

(2) 不祥事等への取組み

- 電子入札の一層の活用と指名競争入札の廃止・縮小
- 自治体の幹部職員をポリティカルアポインティーに
- 自治体職員の民間との交流の促進

(3) 地方六団体の機能強化

- 政策提言機能・国の政策へのチェック機能の強化
- 東京都を含めた財政調整制度を議論